令和 3 年 11 月 10 日

第 11 回

議 事 録

小国町農業委員会

令和３年第１１回小国町農業委員会議事録

１．開催日時　　令和３年１１月１０日（水）午後１時３０分から

２．開催場所　　おぐに町民センター　３０１号室

３．出席委員（農業委員８名　　計８名）

会　　長		松岡　克明
会長職務代理者	１番	石松　雄平
委　　員	２番	梅木　美代
	３番	穴井　英雄
	４番	飯沼　由彦
	５番	宮﨑　博美
	６番	佐藤　仲子
	７番	穴井　千年

農地利用最適化推進委員　　麻生　輝雄
小田　清
後藤　信介
木附　栄三

４．欠席委員

５．議事日程

第１　　議事録署名委員の指名

第２　　議案第１号番号１　農地法第３条の規定による許可申請について

第３　　議案第１号番号２　農地法第３条の規定による許可申請について

第４　　議案第２号　　農地法第５条の規定による許可申請について

６．農業委員会事務局職員

事務局長　　宮崎　智幸
事務局職員　　波多野　裕

７．会議の概要

事 務 局 長　　ただ今から、令和３年第１１回小国町農業委員会を開催いたします。出席農業委員は8名で、総会は成立しております。
それでは、小国町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は松岡会長にお願いいたします。

議　　長　　これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員、及び、会議書記の指名を行います。小国町農業委員会会議規則第12条第 2 項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議　　長　　それでは、議事録署名委員は、２番 梅木美代委員、４番飯沼由彦委員にお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の波多野さんを指名いたします。以上で日程第 1 を終わります。

議　　長　　日程第2議案第1号番号1「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事 務 局 長　　議案書の1ページをお開き下さい。「農地法第3条の規定による許可申請について」農地法第 3 条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。令和 3 年 11 月 10 日提出。小国町農業委員会会長松岡克明でございます。
議案第1号番号1です。土地の所在は、大字宮原字〇〇、地番が〇〇、〇〇、〇〇、〇〇番地、字〇〇番地、字〇〇、〇〇番地です。続きまして大字黒渕字〇〇番地、土地の地目は、6筆が登記簿田、現況田、2 筆が登記簿畑、現況畑です。面積が田 6 筆で10,098㎡、畑が2筆で1,105㎡になります。権利の種別は3条の無償移転になります。譲渡人、譲受人は記載の通りです。申請事由としましては、贈与を受け農業経営を維持するためとなっております。詳細につきましては別冊資料 1 をご覧ください。資料1の1ページが許可申請の写しになります。2ページが

現に所有する農地面積です。3 ページが作付け予定作物と、作物別の作付面積、農機具関係の保有状況が記載されています。6 ページが周辺地域との関係と、地域との役割分担の状況が記載されています。7 ページが位置図になります。8 ページから航空写真です。8 ページに〇〇、9 ページに〇〇、10 ページに〇〇の航空写真が付けてあります。11 ページから 14 ページまでがそれぞれの字図になります。15 ページから 22 ページにそれぞれの登記簿謄本の写しを付けてあります。所有権移転に伴う障害となる権利関係はございません。以下 23 ページが現地立会時の写真です。最後 24 ページに確認書を付けてあります。要件の農作業の常時従事要件、効率利用要件、下限面積要件、周辺地域との調和要件、全てクリアできております。説明は以上です。

議　　長　　ただいまの事務局の説明に関連して、飯沼由彦委員から報告をお願いします。

４　　番　　この案件につきまして、先週の 11 月 5 日に、私と穴井英雄委員、麻生推進委員、小田推進委員、事務局 2 名で現地を確認に行きました。申請地は、営農がされている農地でした。〇〇での所有権移転になりますので、農業経営については譲受け人の〇〇さんが引き継がれる事と思われます。以上で報告を終わります。

議　　長　　それではこれより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

１　　番　　譲渡人の〇〇さんは、農業者年金の受給者ですか。

事　務　局　　はい、受給者です。

１　　番　　農業者年金に影響はありませんか。

事　務　局　　はい、農業者年金に影響はありません。

１　　番　　わかりました。

議　　長　　それでは採決いたします。議案第 1 号番号 1 について、原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全　員　賛　成）

議　　長　　全員賛成ですので、議案第 1 号番号 1 は原案の通り決定しました。

議　　長　　次に、日程第 3　議案第 1 号番号 2「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事 務 局 長　　議案書の 2 ページをお開きください。議案第 1 号番号 2 です。土地の所在は大字北里字〇〇番地と同じく字〇〇番地の 2 筆です。土地の地目は、2 筆共に、登記簿畑、現況畑です。2 筆合計面積は 1,384 ㎡で、権利の種別は 3 条の無償移転になります。譲渡人、譲受人は記載の通りです。申請理由としましては経営規模拡大を目的とする所有権移転となります。詳しくは、別冊資料 1 の 25 ページをお開きください。25 ページが許可申請書の写しになります。26 ページが現に所有する農地、田 2,706 ㎡、畑 392 ㎡となっています。27 ページに作付け予定の作物別の作付面積が記載されています。今回の部分に栗を栽培するという事を聞いています。それから、農機具の保有状況は記載の通りです。29 ページ、30 ページには周辺地域との関係と、役割分担が記載されています。31 ページが位置図になります。〇〇の近くになります。32 ページが航空写真です。33 ページが字図、34 ページ、35 ページが登記簿謄本の写しになります。所有権移転に伴う障害となる権利関係はございません。それから 37 ページが現地立会時の写真です。38 ページに申請内容確認書を付けてあります。この案件につきましても要件は全てクリアしております。農作業常時従事要件、効率利用要件、下限面積要件、周辺地域との調和要件、全てクリアできております。説明は以上です。

議　　長　　ただいまの事務局の説明に関連して、穴井英雄委員から報告をお願いします。

３　　番　　この案件につきまして、11 月 5 日に私と飯沼委員、木附推進委員、後藤推進委員、事務局 2 名で現地を確認に行きました。

申請地は以前遊休農地になっていましたが、現在買い手の方が整備し、耕作ができるような状況でした。別に問題はないと思われます。皆様のご審議宜しくお願い致します。

議　　長　　それではこれより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

（意見・質問なし）

議　　長　　それでは採決いたします。議案第 1 号番号 2 について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全　員　賛　成）

議　　長　　全員賛成ですので、議案第 1 号番号 2 は原案のとおり決定しました。

議　　長　　次に、日程第 4　議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長　　議案第 2 号、議案書の 3 ページをお開きください。「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について」農地法第 5 条第 1 項の規定により下記農地の申請があったので意見を求める。令和 3 年 11 月 10 日提出。小国町農業委員会会長松岡克明でございます。

議案第 2 号番号 1 です。土地の所在は大字北里字〇〇番地、土地の地目は、登記簿畑、現況畑、面積は 441.71 ㎡です。権利の種別は、所有権移転になります。譲渡人、譲受人は記載の通りです。転用の目的は一般個人住宅になります。詳細につきましては別冊資料 1 の 39 ページをお開きください。39 ページが農地法第 5 条の規定による許可申請書の写しになります。許可申請書の写しの下の表に施設の概要が記載されています。居宅が 102.62 ㎡、駐車場 25 ㎡、通路等 314.09 ㎡で合計 441.71 ㎡の転用となります。41 ページの事業計画書に土地の選定理由が記載されています。申請地は〇〇に面した位置にあり、静かで環境も良好で、住宅地として優良と判断し譲り渡し人に相談した結

果快諾を受けたことから選択するに至る。また、隣接地には〇〇の住宅もあり、好都合であったことから選定にいたる。という事です。それから 42 ページが位置図になります。43 ページが航空写真、44 ページが地積測量図で〇〇の地番は分筆されています。45 ページが現況の平面図となります。46 ページが配置図になります。建物、駐車スペース、その他の構成となっております。47 ページが建物の平面詳細図、48 ページが建物の立面図となります。49 ページが資金計画です。50 ページ、51 ページが工事関係の見積書となります。52 ページが資金の裏付け資料という事で提出して貰っています。それから 53 ページ、54 ページは土地代替性検討表という事で、これは申請時の際に必ず県に提出する事になっています。55 ページが字図、56 ページが登記簿謄本の写しです。こちらも所有権移転に伴う障害となる権利関係はございません。57 ページが現地立会時の写真となります。最後 58 ページに申請内容確認書が付けてあります。説明は以上です。

議　　長　　ただいまの事務局の説明に関連して、担当の穴井英雄委員から報告をお願いします。

３　　番　　11 月 5 日に私と飯沼委員、木附推進委員、後藤推進委員、事務局 2 名で現地を確認してきました。現地は、住宅、道路などに隣接している土地です。周りに営農はされておられませんので、申請地に住宅を建築されても、悪い影響は無いと思われます。審議のほど宜しくお願い致します。

議　　長　　それではこれより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手願います。

２　　番　　この案件は、〇〇ですか。

事務局長　　譲渡人、譲受人は〇〇です。

議　　長　　それでは採決いたします。議案第 2 号について、原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全　員　賛　成）

議　　長　　全員賛成ですので、議案第 2 号は許可相当として県知事に意見を送付いたします。

議　　長　　それでは、以上をもちまして、小国町農業委員会第１１回総会を閉会致します。

令和３年第１１回小国町農業委員会の議事録に相違ないことを証するためここに署名する。

２　　番

４　　番